

参議院厚生委員会會議録第二十一号

昭和二十七年六月四日(木曜日)午前十一時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀藏君
井上 なるみ君
深川 タマエ君

委員

政府委員

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省児童局長 高田 正巳君
労働省婦人少年局長 藤田 たき君

事務局側
常任委員会専門員 草間 弘司君
常任委員会専門員 多田 仁巳君
説明員

文部省初等教育課長 大島 文義君
労働省労働基準局長 堀 秀夫君
参事人

中央児童福祉協議会委員長 中川 望君
中央社会福祉協議会委員長 牧野 修二君
警視庁少年防犯課長 高柳 勝二君

本日の会議に付した事件
○外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案(内閣提出、衆議院送付)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小委員の補欠選任の件

○委員長(梅津錦一君) 只今から厚生委員会を開きます。

公報で御通知申上げてありますように、外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案を議題といたします。政府側からの提案理由を聴取したいと思います。
○政府委員(山口正義君) 只今議題となりました外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案につきまして、提案の理由を説明いたします。

外国から来航する軍用艦船並びに軍用航空機の檢疫は、終戦時までは海港檢疫法附則第十三條及び航空檢疫規則第二十二條の規定により、それらに実施されて来たのでありますが、終戦後は、これらの法令の施行は事実上停止せしめられ、これに代り連合軍總司令部より回章が出され、それに基いて所轄の軍機関がこれを実施して来たのであります。

昨年海港檢疫法等に代る現行檢疫法が制定されるに当り、外国軍用艦船、軍用航空機の檢疫については以上のようないかなる規定も、檢疫法第二十二條において別に法律で定めると致したものであります。諸外国と通常の国際関係を保つに必要とするに至りました。今日、これら諸外国の軍用艦船、軍用航空機に対する檢疫につきましても当然自主的に

に行い得ることとなりましたので、ここにこれらの艦船、航空機に対する檢疫法特例案を提出いたしました次第であります。

次にこの特例案の内容をいたしました。これは、外国の軍用艦船等の檢疫につきましては、国際慣習を尊重し、国内防疫体系に間隙を生じない範囲において一般船舶に比しなるべく簡略な取扱をする必要があり、次のような措置を講ずることにいたしましたのであります。即ち、第一に、軍用艦船及び軍用航空機は、現行檢疫法に規定する檢疫場及び檢疫飛行場以外の港又は飛行場にも入ることができ、また入港した港又は飛行場において檢疫を受けられるようにいたしましたことであります。

第二に、軍用艦船及び軍用航空機に対する診察、検査、隔離、停留等の檢疫措置をとる場合には、その長と協議の上行うようにいたしましたことであります。

第三に、診察、検査の結果、檢疫伝染病患者を隔離する必要がある場合には、その軍用艦船等に隔離施設がある場合はそれに收容して行わせることができるようにいたしましたことであります。

以上がこの特例案の骨子であります。その檢疫法の規程のうちで軍用艦船等の檢疫についてそのまま適用することが妥当でないものが若干ありますので、それらの規定は適用しないこととして、それらを設けております。

以上が本特例案の提案理由説明であります。

○委員長(梅津錦一君) 以上提案理由の説明は終了しましたが、本日はこの法律案に対してはこの程度で次の議題に移りたいと思いますが御異議ありませんか。

○委員(長島銀藏君) 以上提案理由の説明は終了しましたが、本日はこの法律案に対してはこの程度で次の議題に移りたいと思いますが御異議ありませんか。

○委員長(梅津錦一君) 次に児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。昨日に引き続きして、質疑に移りたいと思いますが、特に参考人としてお出でになられておられますので御紹介を申し上げます。中央児童福祉審議会の会長中川さんが見られるわけであります。なお中央社会福祉協議会児童部長の牧野修二さんが見えられております。なお警視庁少年防犯課長の高柳勝二さんが見えられておりますので紹介を申し上げます。

皆様に對しましては、当委員会のために御出でを頂きましたことを有難く感謝申し上げます。では昨日に引き続きして質疑に入ります。

○山下義信君 議事進行について御了承を求めたいと思っておりますが、本日は政府のほうも関係各省の局長、課長に来て頂き、部外のかたの御出席を求めたのであります。いろいろ時間の都合や又御用向の都合があらうと思ひますので、部外のかたの参考人として御出席なされたかたに御意見を

聞くことを先済ませて頂きまして、あとで政府部内の質疑を行ひ、こういう順序で願ひたいと思ひます。私から部外のかたの参考人のかたに御意見を願ひたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) 御異議ありませんか。

○委員(長島銀藏君) それではさううに取運びたいと思ひます。

○山下義信君 本日中川さん、牧野さん並びに警視庁の防犯関係の担任の係官の人に御出席を願ひましたものは、今回児童福祉法の一部を改正する法律案として当参議院で審議いたしてあります。この改正案につきましては、実を申しますと国会の会期がまだ余裕がありません。ならば公聴会を開きまして各界の権威者の御意見等も聴取いたしたいというところが本委員等の希望であつたわけでございまして、会期その他の都合によりましてそれに代る心持を以ちまして参考人の各位の御出席をお願いいたしました次第であります。今回の児童福祉法の一部改正が、どこが改正されてあるかというところは御承知下さつておるかと思ひますが、殊に本日私からお伺ひしたいと思ひますことは児童福祉法の上からいたしまして、十八歳以下の一般の児童に對しまして午後十時以後から午前三時までは道路路上においていろいろの商売をしたり或いは又仕事をしたり、或いはサービスのような、とにかく街頭労働することを禁止し、従つてそれらをなさしておるところ

の背後にあるものが或いはそれが父兄であつても保護者であつてもそれを若しやらせておるならば処罰してこの禁止の目的を達しよう、従つて児童福祉の目的を達成しよう、こういう狙いで改正案が出ておるわけでありませう。

今一つは十五歳以下の年少の児童に盡であらうと夜であらうと同様な立場を以つて同様な仕事をしようというために風俗営業関係の場所に立入ることを禁止しよう、従つてこれ又同様に児童福祉の目的を達しよう、こういう趣旨で改正案が出ておることは各位の御承知のことであらうと思ひます。

私もこの案を以つて果して児童の福祉が目的のごとく達せられるかどうかという点について過日米熱心に当委員会に審議をしておりませう。この改正案を全然と見ますと極めて簡單であるやうであります。私も児童福祉の上から非常に重大な問題をいくつた内包しておると思ひます、その審議を掘り下げつつあるわけでございます。従ひましてそういう趣旨で参考人の各位の御意見を伺ひたいと存するのでございませうが、私は先ず中川さんに伺ひたいと思ひます。それは本改正案は児童福祉の施策の上にとりまして重大な措置と言ひますか、施策であるとお考えになりますか、即ち児童福祉の諸施策の中におきましてこれは非常に重大である、従つて当然中央児童福祉審議会と言ひますか、あなたが会長をなされておるその審議会に附議されたはずであると思ひますが、果してこれが政府から諮問せられ御審議になりましたでしょうか、如何がでありますしやうかという点でございませう。

す。若し附議せられなすするならば、中央児童福祉審議会はこれをどう御審議に相成つたかという、この審議の状況を承わりたいと思ひるのであります。先ず中川会長にこの点を伺ひたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) 中川さんお見えになつておりますが、御紹介申上げます。中央児童福祉審議会の会長の中川さん。

○参考人(中川望君) 委員長でございませう。

○委員長(梅津錦一君) 委員長でございませう。訂正いたします。中川さんどうぞ……。

○参考人(中川望君) 只今山下委員の御質問についてお答えいたしますが、実はその当時私は風邪中でありましたので、それを押して出ました関係上当日の議事を、いつも要点だけは自分で書いておつたのでございませうけれども、余り詳しいことは書いてございませう。詳細のことは申述べ得ないと思ひますが、ただ自分が案の上によつと極めて簡単な事柄だけを書いておりましたので、それに基いてちよつと申上げたいと思ひます。

これは審議会に無論児童福祉法の一部改正として提案されたのでございませう、会においては十分審議いたしましたのでございませう。それでこの法律につきましては、或いは憲法上の関係又刑法上の関係とか、そういう点までもいろいろ説明もあり、又委員のかたからも質問等もありまして、応答をいたしましたのでございませう。殊にこの中で「第三十四條第一項第四号の次に次の二号を加ふる。」という箇條につきまして「児童に午後十時から午前三時ま

の間、戸々について、又は道路その他のこれに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務とさせる行為」ということについて、これは街頭の労働であるということについていろいろ……、殊に時間のことについてお話ししました。私がただ記憶の紙に書いておりましたのが、日頃から日没までの説と、それから五時から九時までの説と、それとそれから牛乳配達とか、まあそういう特殊の事業がある、そういうものについて考慮しなければならぬのじやないかと、こういうことがあつたことを記憶しております。それから花売とか辻占売とか、こういうようなこともちよつとあるのをごさいます。これらのことが問題になりましたが、結局原案のままで審議されましたのでございませう。決議されましたのでございませう。決議の際において、当局においてはこういう説もあるというのをよく記憶しておいてもらひたい、そういうことの説が出たときには十分考慮してもらひたいと、こういう要望があつたと思ひます。私當時甚だ風邪引をしておりました関係上、いつもならばほかのものに書いてございませうが、要点だけはもう少し詳しく書いておつたのでございませうが、余り書いてございませうせんので、そういう記憶が甚だばりやうしております。幸いにここに牧野委員も丁度そのときに出ておられたと思ひますから、牧野委員は御承知だと思ひますから、詳細のことは牧野委員にお尋ねを願ひたい、ただ簡単に要点だけを申上げました。

○山下義信君 それでは今中川委員長

のお言葉もございまして、牧野委員に、審議会の同委員の牧野さん並びに牧野さんは、中社協の児童部長をして

おいでになりますか、只今のこの問題につきましまして中央児童福祉審議会の審議の状況並びに如何なる結論を出し、どういふ答申を政府に出されましたかというのを承わりたいと思ひます。

第二点といたしましては、中社協の児童部におきましては、この問題をどう研究をして頂きましたでしょうか。又結論を何か持つておいでになりますかどういふ点で承わりたいと思ひます。

第三点といたしましては、最近開かれました全国児童大会におかれまして、この問題が取り上げられましたのでありませうか。討議せられたのでありませうか。若し討議せられたといたしますならば、児童福祉大会では何らかの結論が出ておりますでしょうか。出ておるといふ点で承わりたいと思ひます。

以上三點を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) 中央社会福祉協議会児童部長牧野さんお願いいたします。

○参考人(牧野修二君) 只今山下先生の御質問にお答え申上げます。先ず第一に中央児童福祉審議会における審議の状況であります。これは実は丁度おいでの中川先生が風邪を召されておつて、いろいろ息遣い苦しいなかにもマスターされまして、その意味で只今内容を私が十分というお話がありましたが、私もあいにく途中から別な会議がありまして、丁度中座いたしましたから、私自身も十分な説明は申上げられ

ないことを非常に遺憾に存じます。で私の列席しておる範囲においてのことを申上げます。それで大体委員会のいろいろ細かいこともございまして、十分記憶しておりませうが、大体委員会の空気がいたしましては、何故に十時から三時までとそういうふうなきめたのか、少くとも例えば朝などに

おいては夜明けまでというふうなうらにいたしましたほうがいいじやないかというよりな意見も出ました。その話の途中には、例えば二宮金次郎の話なども例に出まして、そうして或る程度は現在の社会情勢下においては認めなければならぬのではないのだろうか。それは児童福祉のために好ましいのは、むしろ朝の三時からいであつて、ともかく五時からいまでは、そんなことをやらせないほうがいいのだけれども、まあ止むを得ない。今の社会情勢においてこのへんで残念ながら妥協せざるを得ないというのが大体の意向と私は解釈しました。それから私自身もその意見には賛成でありまして、なお細かいいろいろ法律上の問題なども出まして、そのために特にその方面の役所などの担当者特に電話をかけて来てもらつて、他の法律関係なども調べたりしたのでありますが、丁度それが始まります頃私は残念ながら中座いたしましたので非常に申訳なかつたのであります。

それから中社協の児童部といたしまして、この問題をどう見てゐるかという点につきましては、私もは常に例えば児童福祉大会なり社会事業大会の過去の大会におきまして、これは勿論終戦後であります、これが採り上げられておるのであります。そうして何と

かしてこの問題を解決したいというよりなことが一般の世論として出ております。関係上、勿論その態度は表面なり或いは口頭を以てそうして政府及び国会関係にも陳情申上げて参つたのでありますから、これが幸いに漸く法制化されるということになりましたことについては、先ず我々としては漸く宿望の一端が叶えられようとしておるといふ考えで、幸いに法案のプリントを頂きましてから、それを中社協の直接担当者である部門において一応の検討をいたしました。そうして結局それの一応の結論、これに対する批判的な考えとしては少くとも根本的に行けば午後十時から午前三時というよりなきめ方は児童の福祉を本場に保障する気が政府にあるのかどうかというふうな考えが持たれる。それで若し勿論日本の今日の国情から行きますと、そうして年少者も労働しなければ食つて行けないというふうな実情のあることは、これは否定はできません。であるからといってそうしてそれを容認するということがこの新憲法ではつきりと世界に明言し或いは児童憲章を去年作つたばかりの日本として、果してその名に値するものかどうか、やはり例えればこれは先生方には釈迦に説法でありますけれども、仮にパン／＼なども存在が……、そうして探りますというところ、結局は今日の社会経済の貧困といふところに原因をしておるといふことが最大公約数となつて現われる。そのときに食えないから、社会経済の今日の実情なり欠陥といふものをそのまゝ現状追隨的に容認しておつて、そうしてパン／＼を許すというやり方は少くとも福祉国家としてはとるべきでないのでは

あつて、むしろパン／＼を禁ずる適当な措置を講じて、そのためにそこに食えない人間ができたならばこれに適当な立憲保障制度を講じて行くといふような解決の方向をより一歩々々前進させて行く、福祉のほうに前進させて行くといふことが最も私は正しいやり方じやないか。結構のベットの問題がこの前問題になつたことを私新聞で見たので、この事実がわかりませんけれども、仮に日本の国情からしてベットを殖やすといふことができないといふことは経済事情からいって一応は承認されまうけれども、だからといってベットを殖やすに行けばなお結構に蝕蝕されるものが多くなる、そうして国力は減退する、減退すればなお結構の予算の予算が組まれないといふことになつて、結局は亡国になつてしまふといふような例を考へても明らかのように、我々はこのことに起き上る社会経済上の欠陥から生じて来るような問題に対する対処の仕方というものは、飽くまでも解決の方向をより一歩一歩福祉のほうへ福祉のほうへと前進して行くやり方をして行きたいといふのが我々中社協として児童部におるもの、これは勿論中社協というよりな団体的な意味でなくとも、私個人としてもこれを企願し、それを方針としております。従ひまして今日の児童局のお作りになつた案には全面的に私は賛成はできない、もつと毅然として少くとも年少労働といふものは、夜間の年少労働は禁ずるといふくらいに出る、それで食えないものが出る、そこで社会保障を完璧にするといふことになぜ出ないかといふことを感じます基本的には、併しながら又一面單にそういうこ

とをいつてもやはり徐々に動いて行かなければならぬという意味において、まあ十時から三時というよりなきめ方も一応過渡的な段階として我々としては賛成する、少くともできないよりこゝういふふりをして一歩々々近づいて行くといふこと、又そのことによつていゝゆる従来民間においてはすでに問題にしておつた、これが行政上においても問題になるということ自体だけでも私達たちは一つのいわゆる行政面における進歩といふ意味において、まあこの十時から三時というものを対して歓迎するわけでありまう。それから過渡の大坂における児童福祉大会においてこの問題が取り上げられた、どのようにならうに取上げられたかといふことにつきましては、私誠に恐縮ですが、あの大会のすべての運営に關連いたした関係上、又本委員会の先生方にも非常に御心配を願つております平衡交付金の問題について、特に特別委員会が設置され、そのほうに出席いたしました関係上、その他の部会の情勢を詳しく存じません。併しながら部会長の總會における報告によりますれば、この街頭の問題等はすべて環境改善の意味合において第三部会にこれが取上げられたといふことは、その提出議題によつて明らかでございます。そしてこれに対して適当な措置を講じて、先ほどの積極的な解決を希望しておるのであります。なお詳しいことは目下それ／＼議案に対する各提出者の発言なり、或いは協議の内容を目下整理中でございます。そしてこの大会につきましては本委員会の先生がたに非常にいつも御協力、御指導を願つております関係上、これができますれば直ちに委員会へお

届け申上げまして、その節はなお詳細な御検討を得ることができると思ひます。で、結論をいたしましては私はとにかくこの街頭労働及び街商取締の一つの突破口といひますか、橋頭堡といひますか、といふ意味においてお通し願ひ、これによつて派生するいろいろの問題を社会保障的な観点において委員会の先生がたのお力で徐々に解決して行きたいといふことをこの際お願い申上げますと同時に、もう一つは、昨日突は他の用がありまして本委員会をちよつと傍聴して頂いたときに、この問題をキヤッチするためのボランティア活動などが重要ではないかといふ御質問を傍聴しまして、私は本心から、まあ共鳴したといふ先生がたに失礼ですが、共鳴したわけでありまう。折角法ができてこの問題のキヤッチといふことが非常に十分に進行かないといふことが結局面餅に陥るといふ感がありますので、従つてその意味においては児童福祉司の増員とか或いは指導員の訓練とかいふ問題が直接に起きて来るわけでありまう。そういう意味におきましてはこれはもうすべて御存じの通りの平衡交付金問題、この問題をいろいろ、従来御心配下さいまして、もう委員会においては政党政派を超越して一致して我々のために或いは三千万の児童のためにお力盡し下さつたことはこの際有難くお礼申し上げますが、どうか二十八年度にはこれが実現するように、実は私は岡野國務大臣にお眼にかかりましたときには國務大臣御自身が、この委員会にいらつしやる河崎ナツ先生のお名前をお出しになつて、河崎ナツさんのあの意見に私は賛成だといふことをおつしやり、そして

それを私は発表してよろしうございませうかと言つたら、よいということをおつしやつたのでありますから、大変私はその点を有難く思つております。そういう意味におきまして岡野先生も勿論御異論ないと思ひます。従ひましてどうか二十八年度からこの平衡交付金問題が解決されて、そうして本日御審議下さつて居るこの街頭労働及び街商問題が所期の効果を収めるだけの行政費が十分廻るようになりお願ひ申し上げたいと存じます。質問に対するお答えを越えてお願いするものであります。○山下義信君 私承るところはそれだけなんです。が、実は今の牧野部長の中央社会福祉協議会児童部長としての御所見は非常に傾聴いたしました。中央児童福祉審議会がこの問題について御検討されたことにつきましては、大変御盡力は感謝いたしますが、私どもの印象としては、これはわりかた簡単に御審議に相成つたんじゃないかといふような印象がするのであります。実は私どもの児童福祉の面におきまして、取締規定だけで福祉の目的を達しようとする考え方に非常に国会としては重大な注意を拂つております。今牧野部長の個人的御意見に社会保障制度の推進がその裏付けでなくちやならぬといふ、そういう点で実は国会でやましかつておる取締だけで、処罰規定だけで福祉が達成せられんといふ考え方を児童福祉の上に持込むことは非常にこれは重大な注意を拂わなくちやならぬ、こういうことではないかと思ひますが、何か本法の運営上について審議会あたりが、当局にこの運営の万全を図る上について、その裏付け或いは処理方法等について御注意相成

つたかどうかということ承わりたいと思つたのでございます。そういう点に、御答申案等について運営上の注意を當局に喚起せられたようなことがありましたならば承わりたいと思つたので、ございませばもうこれで私の質問を終るわけでございします。

○参事人(牧野修二君) 只今お話のございましたように、我々としては先ず何と言つても根本的には、どの問題を審議会で論議いたしまして、結局は財政問題に引かかつて来るわけなんでありまして。従いましていろいろな児童審議会の問題を論議すると、結局審議会で論議してよき成案を作つてそして政府に答申をいたし、政府が幸ひにして採択してくれて実行してくれようになつても、それが例へば現実には昨日も岩手県において児童課を廃止しようというふうな案が出かかつておるといふような状況、だから岩手県において仮に児童課がなくれば、果して中央政府の方針がどの程度積極化されるかどうかというように問題がすぐ変わる。

従いまして行政に關する基本的な概念の問題と、それからその財政の問題、結局財政が豊富であれば或いは地方におきましても十分行政を審議することはお望みであるでしようけれども、ところが経済の基本或いは財政問題が、いわゆる行政の大方針を示すというやうなことになるのじやないかというやうな事例がすでに目下起つてあるわけでありまして。そういうふうにはまあ先生がたには釈迦に説法なんです、結局そういうふうな財政問題にかかると、この審議会においても又改正の問題につきましても先ずそれについて、とにかく二十八年度から……、二

十七年実ではできると思つたのができなかった、これに對して當局は一層基本的な地方財政の問題、児童措置の問題をどうしても何しにもらいたい。それからなおこれの発見なり、そういうことについては児童福祉なり児童委員、児童行政の事務の組織というものを十分強化してもらいたい。それから幸ひにして本年度ほんの少し全般的には児童局予算が減つて誠に残念ですが、児童福祉関係は多少増えている点は、上昇曙光は見えておるのですが、まあ一つと積極的によつてもらいたい、こう思ふのであります。

それからなお基本的な問題といたしましては例へばこれは児童局自体の、児童局の行政所管外の問題でございまして、児童福祉関係は生活保護法の保護費の關係などが論議には上つたのであります。

それからもう一つは街頭労働なり街商はこれの中にはかなり母子家庭の子供があるものでありますので、結局やはり母子福祉の対策というものを十分行なつて行つてもらいたい。これは私どものひがめかも知れませんが、どうも今までの占領行政の關係もあつたのか、母子福祉対策というものは、多少生ぬるい感じがしておつたのであります。が、やはりこの一つの街頭労働なり街商の問題を解決するためにもあらゆるこれが関連する意味において、母子福祉対策のほうを強化するとか幸ひにして幼児ではございませぬけれども、例へばその年少者の余暇指導の問題、こういうふうな問題なども取上げると

来まして、それについてのいろいろな附帶的な御希望は申上げました。ただ

勿論審議会において答申する場合に、これに附帶決議というやうな形はとりません。そのやうな格式張つたいわゆる対立的な意味合でなく、本當にいわゆる談笑といひますか、本當に打ちとけて心を割り合つての常に審議状況でございしますので、特に附帶決議などはいいたしません、我々の希望として十分児童局当局では、これを考へてもらいたいというのを申上げ、これに對しましては児童局長からはいろいろ社会的な政治的な情勢の今後変化のある或いは調和がなつたという点においても、母子福祉については積極的に乗出すと、今年に漸く待望の一斉調査を手を着ける、それでその上にいろいろなケースの中にいろいろ対策のケースも現れて来る、そうすれば自然に母子対策の委員たちから希望がある、その意味において又その面からも、これを何とかすることができるといふことを確信するやうな意味で心強いお言葉を述べたわけでありまして。ただ問題は私どもは児童福祉を守るためには、これは御承知の通り児童福祉法の改正だけで達成されるものではない、労働基準法、職安のほう、その他いろいろの關係法規によるところの適切な措置によりななければ子供の生活というものはいゆる総合的な面の生活がありましますから、従いまして各面この法律改正並びに行政的な措置によらなければならぬことを考へております。

そういう意味におきまして、一挙に一つの法律の改正によつて完璧を期することはできないというのを承知しております。関係上、とにかく一つのケースを中心として、あの面、この面の改正によつてそれがやがて積み重ねられ

て最後の目的を果すというのが今日としてはとるべき方法だと考へます。そういう意味合において、多少不満足ではありますけれども、今日のこの法案が通過されしことを、我々児童福祉関係者といひますと、心から希望し期待しておる次第であります。

○山下義信君 ついでに高柳さんに伺いまして私の質問を終ります。あとの委員のかたの質疑に移つて頂きたい。警視庁の防犯部としての管轄区域と

思ひますが、そのあなたの所管の範囲内におきましての年少児童の街頭労働の状況、あなたのほうで掘んでおられる一般の管内のやうな年少児童の街頭労働の状況と申しますか、それを警視庁で御調査になりましたことがありますかどうかということが第一点。御調査になつたものがあるかどうか、どの程度実情をおつかみなさつたでしょうか。それは失礼であります、どの程度の御調査をなさつたのでありましようかということでありま

す。それからその状況が御所管の、あなたのほうのお仕事の中心であります、不良化との間にどういふやうな關係があるでしようか。必然的な關係があるでしようか。不良化する者がどの程度そのことによつて不良化するの、でしようか。殊に午後十時以後という深夜の街頭労働をしてる児童にどういふ不良化の傾向がありますかどうか。若し不良化する原因、因果關係があれ

ば、どういふわけで不良化するの、でしようかという点であります。それから具体的に伺ひたいと思ひますのは、俗に言う花売り、花を売つております可憐な少女たち、そういう

子供たちの状況です。それが又どういふふうな児童福祉の上や或いは風俗取締りの上と言ひますか、不良少年防止と言ひますか、防犯と言ひますか、そういうあなたのほうのお仕事の上から、それについて何かの御所見があら

ば承わつておきたいと思ひます。最後には、只今申上げましたやうな、今回の法律の改正をします、十時以後午前三時まで街頭労働を一般の児童に禁止する、殊に風俗営業取締り關係の場所には十五歳未満の子供は出入りをさせないということによつてどのだけの影響があるとお考へになりますか。不良化防止の上において大変役立つとお考へになりますか。又一面、それをとめたことによつて何か憂慮すべき事柄が一面には起きるといふやうなことがあるはしないかというやうなことにつきまして、あなたのほうのお仕事を通じてこの問題の御所見を承わりたいと、こう思ふのであります。

○参事人(高柳勝二君) この街商の調査は、最近今年の三月二十七日に東京都の児童課と一緒にやりました。これは主として深夜業の調査をやりました。それから去年八月二十日と九月二十一日にやはり東京都の児童課と一緒にになりまして調査した、そのあれが出ております。最近としてはまあそういうやうなところしかありません。そして街商として一番やはり目につくものは、花売娘というやうなのが一番多いのでございします。この去年調査したものの大体概要を御参考のためにちよつと申上げます。

○山下義信君 ちよつと高柳さん、しばしば街商という言葉が出るのです

が、街頭労働者ですね。それはまあ街
商関係も調べになりましたでしよう
が、外で子供が或いは靴磨きしたりい
ろいろ働いておられますね、あの年少勞
働の状況でございませう。

○参事(高柳勝二君) そういう取締
りです私のほうとして調べましたの
は、一番やはり花売娘、それからその
他ピーナツを売っておるとかあとい
う販売、靴磨き、そういうものも調べ
ておりますが、特に詳しく調べたの
は、一番その数が多い花売娘の状況が
たくさん出てくるわけでありませう。先
ず花売娘のほうから申し上げますと、こ
の去年の八月二十日と去年の九月二十
一日に調べたのは、場所は新橋、銀座
、有楽町附近でございませうが、調査
しまして、この花売娘が八十四名ばか
りありました。この八十四名のうち、
年齢を申し上げますと、六歳が二名とか七
歳が五名、八歳が四名、九歳が四名、
十歳が四名、十一歳が八名、十二歳が
十名、十三歳が八名、十四歳が十一
名、十五歳が二名、それから十六歳が
七名、それから十七歳が三名、それか
ら十八歳が四名、これ以上はまあ児童じ
やありませんが、十九歳が三名、二十
歳が三名、二十歳以上が四名、こうい
うような状況です。これは全部花売娘
としての調査であります。それではそ
ういふ点についてどういふことか、どうしてそ
ういふように花売娘をやらなくちゃな
らんかという理由は、家が困るからと
いうのが七十二名あります。それから
小遣金が欲しいからというのが五名、
アルバイトというのが六名、その他不明
の者が一名でございませう。それからそ
の直接の動機はどういうことでござい
うことをやり始めたかと申し上げますと、

親に勧められたのが二十五名、それか
ら兄弟に勧められたのが六名、それか
ら友だちに勧められたというのが十一
名、自分から進んでやつたというのが
三十六名、その他六名、こんな状況に
なっております。

それから両親があるかないかとい
うような問題から見ますと、両親がある
者が五十一名、それから父のみが二
名、母のみが二十三名、両親ともない
のが八名、こういうような状況です。
それからいろいろほか売上げとかそ
の他ありますけれども、それは省略し
たしまして、非常に考えなければなら
ないことは、生活保護法の適用を受け
ておるかどうかという問題が私は重要
な問題だろうと思ひますが、その問題
は、八十四名のうちで生活保護法の適
用を受けておる者が三名しかありません。
それから適用がないのが八十一名ある
と、こういうような状況になつており
ます。

それからそれでは保護者の職業で、
職業別に調べてみましたところはどう
いうのが一番多いのかと言ひますと、
やはり保護者が病氣であるというよう
なのが九名、それから無職であるとい
うのが二十四名というふうになつてお
ります。あとは三名とか四名とか非常
に少ない数字になつております。こうい
うような点についてもまあ考えさせら
れる点がございませう。

それから只今申し上げましたのはこれ
は花売娘ですが、丁度そのときに一緒
に花売娘でないほかの例えはその当時
は放出品物を売つて、チョコレートと
かそういうものを売つておる者、靴磨
きというふうなそういう者を調べたの
ですが、放出品物を売つておる者がそ

の当時十一名おりました。それから靴
磨きが十名、それから玩具を売つてお
る者が五名、菓子売つておる者が四
名、新聞売が二名、雑誌が二名、たか
らくじが一名、合計三十五名という
、花売娘以外の街商と言ひますか、何と
言ひますか、そういう者が三十五名出
ております。それからこれは去年のこ
とでございませうが、深夜の状況を調査
いたしましたのでございませうが、それは今
年の三月二十七日にやはり東京都の兒
童課と一緒にやりましたやつたんです
が、これは場所は新宿でやつたんです
が、午後九時から午前三時までやつた
のですが、十五名しかありませんでした
。勿論場所が銀座方面と新宿方面と
は非常に形勢が違つておりますから、
この十五名という数字が出ておりま
す。これはどういふことをやつていた
かと言ひますと、南京豆を売つていた
のが二名、新聞売が三名、放出品物が
五名、花売が四名、玩具一名というよ
うな、こういうような状況でございま
す。

それから先ほど山下委員さんから不
良化と、この街商とがどういふ関係が
あるかというところをお尋ねになりまし
たが、私はこのデータが出ておりました
んから、私ははつきりしたことは申しか
ねますが、特にこの街商と不良化とい
う問題は、そんなに深い関連性はな
いのじやないか、ただ家庭環境とか、
そういう社会環境が悪いから不良化に
なる傾向はあるというふうには言える
と思ひますが、はつきりした統計があ
りませんから申し上げられませうけれ
ども、不良化ということにはそんなひど
い、何と言ひますか直接の原因が街商
をやつておるからであるというふうなこ

とは私はないのじやないかというふう
に考えます。それから改正後の取締と
言ひますか、何と言ひますか、それに
よつての効果というふうなお話があり
ましたのですが、まあ今まではこうい
う街商は御承知の通りに全然私のほう
で取締するというようなことはできな
くて、ただ三十四條の一項の第九号で自
分の支配下においてそういうことをや
らした……、いろいろものを児童に
物品の販売をさせやいかんとか何と
かいことがありまして、その中には
四親等内の親族とか、正当の雇用関係
があるものとかいうようなものは除
くことになつておりますから、全然今
までは取締するというようなことは、ま
あできなかつたわけなんです。今度改
正されましたから、これは取締とい
うことは勿論できますが、考え方とい
はしましては、どうも警察というところ
で取締するというようなことがありま
す、この普通言ひ取締というところで私
はなか／＼これは解決つものじやな
くて、やはり何と言ひますか、指導と
か言ひようなものでやつて行くべきじ
やないか、本当に悪質な、何と言ひま
すか、悪質なものをやつて行くという
ことが必要じやないか、そのほかは指
導でやり、そうして先ほど申し上げま
した生活保護法とか、その他ほかのい
ろいろなものに相対して初めて児童の福
祉というものが守られるのじやないか
と、こういうふうには考えます。それか
ら先ほど又不良化防止というお話が出
ましたが、この取締によつて私は不良
化防止に非常に役立つかどうかとい
うことは、先ほど申し上げましたよう
な理由で、必ずしもこの取締ができたから
といって、すぐ不良化防止に云々とい

うよりも、私はこの改正されました條
文は不良化防止云々、勿論不良化防止
ということも少しあるかも知れませ
んが、児童の福祉という意味だと考
へておられます。無論主眼点は児童の福祉な
んですが、不良化防止というこ
いても、勿論非常に関係は二次的には
考えられないことはないと思ひます。
先程もお話ありましたように、現在で
も例えは銀座その他のキャバレー、そ
の他に子供が立ち入つて花を売ら
る、あつた雰囲気のところの子供
達が、ちつちやな子供達が入つてお
りますから、そういうようなことは決
してよくないつことはありませうから、そ
ういふ意味で、そういうところへ立ち
入らなく改正されれば、立ち入れな
くなりませうから、こういう意味にお
いては不良化防止という点について非常
に結構なことだといふふうに考えま
す。大体以上であります。

○山下義信君 今の花を売りにキャバ
レーやダンスホール、あつたところ
に行くのです、これは畫持つて行つ
ても売れんでしょうね、主に夜でござ
いませうね売れますことが。私は
今、高柳さんのお話はですね、非常に
傾聴した、これは中川先生どうお考
へになりますか、大して不良化防止とは
関係はない、夜花を売りにキャバレー
やダンスホールに行つてよい影響はな
い、不良化との必然関係はないとい
う御証言です。私もそうであらうと思
ひます。觀念としてはそう必ずしもそれ
に直ぐに不良化になつて来るというふう
には考えられんと実務に當つておられ
る方は仰しやる、私は傾聴した。ただ
児童福祉ということが不良化というこ

とを防ぐといふことも福祉だといふことになりまして、児童福祉にもなるわけですが、不良化になることを防ぐといふことを除きますと、これを止めることが、どこがあと児童福祉の増進になるかといふ点でございませうね。それでそういう点に今の高柳参事の方の御意見の、御所感がありますれば、どうぞ審議会の委員長であらせられる中川先生から御意見を拜聴いたしたいと思ふのであります。

それからいつか、東京都内に花を売つて親が左顧であつたといふことが載つておりました、大層お金が溜つて家を作つたりした、孝行な花売娘と言つて書き立てたりしたことがありましたが、あれは高柳さん御承知でしょうか、御記憶でありませうか、その後どうしたでしょうか、御所見を……。

○参事人(高柳勝二君) ちよつと私はその当時まだ少年課長でもありませんし、ただ新聞だけで拜見しただけでございませう。最近の状況をまあ見ますと、はつきりした数は掴めませんが、銀座界隈に花売娘は大体二百名から三百名だと思ひますそれから靴磨きなども入ります……それが移動してありますから、どうもはつきりした数字が掴めませんが、大体そんなふうのように入ります。その状況を見ておりますと、大体省線を利用して来る、有楽町の駅から銀座のほうへ出るのと、新橋のほうから銀座に出るのと、こういうふうに二つに分れておるようなふうに見えます。花売娘が一番多いですが、花屋さんで、いわゆるくたびれた花と言ひますか、唇を、いわゆるそういうものをちよつと体裁よくまとめて売る花屋がありまして、そういうところ

ろで大体三十円から四十円くらいで買つて来て、それを百円で売る。今山下さんが申しましたようによく見ておられますと、親たちが付いて来るのがある。いわゆる紐付きといふか、親たちがあとから付いて来て子供を離さるゝのじやなく、子供を何とか、子供は心配だからといふようなことじやなく、商売のあの手この手を後ろのほうに付いておつて、あの手この手を教える、どんなにしたら酔つ拂ひの歡心を得ることが出来るかといふようなことを親たちがやつておるのをよく見かけます。私のほうは見かけるわけなんである。或いは姉さんが付いて来るのか、そういうふうなのは、そんな状況です。それから靴磨きなどは、非常に東京駅などで私のほうで取締と言ひますが、やつておられますが、東京駅とかPXのところに随分たくさん出ておりますが、ああいうのは、やはりグループでやつておられて、私のほうはグループでやつておる背後の成人といふようなものを検査しよう、検査しようと思つてやつておるのですが、なかなか掴まらなくなつて困つておられます。どうしても花売娘も靴磨きの親方と言ひますか何と言ひますか、そういうふうなものがあるように思ひますから、そういうものを徹底的に取締をやろうといふように考へておられます。それからちよつとあとで恐縮ですが、こういうものをとめて、不良化に云々といふお話がありまして、勿論私は全然不良化防止に役立たないといふのじやなくて、この趣旨は私は児童の福祉と言ひます、私も深夜よく調べて見ます、いたいけなこんな小つちやいのがキャバレーその他に入つ

ておる、ああいうのを見ますと非常にいた／＼しい、そういう児童福祉というのが主であつて、不良化云々というのはいりそりその次になることであらう。キャバレーで変な雰囲気になかに子供が入つて行つてよいわけはない、非常にまあ悪いと思ひます。ですから山下委員長がおつしやるように、私は全然そういう不良化防止に役立たないといふのじやなくて、相当その点も役立つのは勿論役立ちますが、第二次的になんかといふかといふふうに、まあこう考へておられます。

○参事人(中川望君) 山下委員長に特別の意見を致さなければけれども、委員長といたしまして特にそのほうを十分研究いたしておられますが、只今こゝで御報告があつて初めて權威のある詳細な御報告を伺つたやうなわけでありまして、ただ常識的に考へまして、花売娘が問題なのはつておりますが、花売娘だけのことはほかのただ夜遅くまでぶら／＼しておるということより、これは安全なことと思ひます。いざれば花を仕入れる店か或いは家庭でやるか、とにかくその家庭から、店からそれを持つて来て売るのでありますから、先ずただ自由に浮浪者がやるとこれは違ひまして、そこは大変違うかと思ひます。或いは靴磨きなんかよりもそのほうが安全なことがあると思ひます。ただキャバレーとか夜遅く出るといふことは、これは如何なる子供にとつても、いやしくも家庭のある家では、夜遅く子供を一人街頭に立たせることはよろしめと思ひます。又させたくないといふ点から考へて考へます。殊にキャバレー等そういうところで夜花を売るといふことは、相手は

決してその子供に対して同情を持つて買ふのではなくして、まあ一杯機嫌で買ふのが多いのでございませうから、あらゆる誘惑といふものについても、非常に危険な地位に置かれるものであるといふことを考へなければならぬと思ひますので、ほかのものよりは比較的に不良化の面は少いかとも存じますけれども、やはり大いに注意すべきものではないかといふだけのことを申し上げておきます。

○参事人(牧野修二君) 私は不良化の問題は、いわゆる精神衛生問題が最近非常にやかましくなつて、よくその先生から話を伺つたが、私は素人だからよくわからんのですが、問題は不良化といふのは、例えば違法行為をする者も限定をそこにおくか、或いは相談所が行う程度にするか、或いはこの前に新聞も出ました單に大人にたいしてつかしてそういう家を出たといふ程度のものかといふ先づ境界によつてきまのじやないか。少くとも私はああいうふうな環境に入り込む或いは媚びを売る、それ相応ないわゆる肉体的売笑ではありませんが或る程度の媚びを売る、そのテクニックを覚えたり或いはいろ／＼と覚える、そういうふうな環境の中に年少期に入ります、それからそういう技術を覚えるといふことが、非常に心理的に、精神衛生的に考へて少くとも不良化の芽をそこへ落すといふことになる。そこでそのまゝ今花を売つておるのでありますが、一月ぐらゐ前から売出した子が一月後には不良といふこれは意味ではないでしやうが、これは子供の問題はすべて長い間に起きて来る恐るべき問題なのであります。この前大阪において島津製

作所の課長を殺したタイピストかなんかが、新しく結婚した夫と一緒になつてそれをおき出して、そうしてその亭主が殺してしまつた。あの精神衛生の先生に聞きますといふと、いわゆる旺門性人格があつたといふことになる。それがあつたといふことを聞いたのです。そういうふうないろ／＼なことを考へますといふと、不良化といふことのカタゴリーにもよるのですが、やはりそういう不良化の素因となるべきやうな状態から子供を守るべきであるといふことを考へて、やはりそういう意味においてそういう子供を危険なところへ入れないやうにするといふことが一つ、当然私はやはり労働政策やそれから社会全体の民生の問題から言つても、少くともいわゆる労働人口が完全就業するやうな道へ少しも持つて行く。勿論今の組織化におきまして一足飛びなんといふことはできつこないのですが、方針はそのほうへ持つて行くべきだ。そういうやうな観点において少くとも政治は行なつて行くべきだといふ意味合から行きて、私はいわゆる新聞店主が年少者を使つてやうしてやることによつて、いわゆる低賃金政策を行つて行く、こういうふうな状態になるといふことは、一方に低賃金が強化され、又それで労働者のダンピングがあるといふやうな意味合から言つても、私はできる限りやはり児童といふやうな年少者の労働は、殊に明け方働くといふやうなことは、それはできるだけこれはとめて、とめて置くのはわかつ切つてゐる。そうすれば、それをとめるやうにやつて行きた

いといふことを申し上げておきます。

○山下義信君 有難うございました。私の参考人のかたへの質疑は終るのですが、ついでに政府に、二聞いて他の委員の質疑に移つて頂きたいと思ひます。

今、中川先生のおつしやつた、夜の十時に子供が出るという事は福祉の上で突撃はよくないと思ふという御意見は私は同感です。それでこれは物を売る子供だけではないに、当り前の福祉の上ではいいのじやないかと思ふので、或いは子供の中には酒を飲んでゐる者もありましようし、パチンコをする者もありましようし、売る花売娘でなしに、買つほうの娘もキャバレーの中にいるかも知らん。だから突撃は一般の児童も夜間出ないほうが一番いいという私は先生の意見も同意見です。私はこの際労働省の婦人少年局長に今度の児童福祉法の改正についてのあなたの所見を聞きたい、こう思ふのです。

○政府委員(藤田たき君) 只今児童福祉法の一部を改正する法律案を拜見いたしましたして、私はこれは結論から申し上げますと、このいろいろな事情から最善のものと思われたいかとは思ひますけれども、この場合妥当なものだといふふうに存じております。それはこの労働基準法のいたしますその範囲と申しますのは、御承知の通り雇用関係にあるのでございまして、雇用関係外にありますところの街商、いわゆる街頭に働いてゐるところの子供たち、その人たちは何らの法律によつても保護しない、この十時から三時まで或いは風紀上いかかわしい所に立寄るといふことを制限しないといふことは、私は只

今まで参考人のかたへもおつしやられましたように弊害のあること、殊に不良化の問題よりもつと健康の問題等について非常に関心を持つておるものでございまして、厚生省のほうでこのような改正をお出しになりましたこと、そのことは私は非常に結構なことだと思つております。私のほうの婦人少年局長におきましても、只今まで例えば全国の靴磨き、又新聞売それから又その他の例えば納豆売等々について調査をいたしましたことがございまして、この調査の結果から見まして、父親のない人、母親のない人、自分で以て生活の資をどうしても或る程度まで得なければならぬといふ人たちがたくさんありますので、この人たちに今街頭における労働を全然禁止するといふことは、やはり社会保障制度が今日の

ような状態、母性保護が今日のような状態におきましては、それを全然禁止いたしますことはできないことである。そして又その他の例えば家族労働法との関係などにおきまして、家族労働法の設置などということなども将来において考えなければならぬこととございまして、今すぐそれをこれに充てることもできませんのでございまして、結論といたしまして、最善でないかも知れませんが、非常に妥当な改正案をお出し下さいましたように私は考えております。

○山下義信君 藤田局長はこれをこれらの児童が非常に家計の貧困のために家計の資を得るためにやつてゐる、止むを得ずしてこういう過重な労働や好ましくない労働をしてゐることはよく御承知で、これをとめると収入が減る、どうしたらいいとお考えになりますか。

○政府委員(藤田たき君) 私は勿論婦人少年局長又大きく申しまして、労働省といたしましてはしなければならぬこととはあると存じます。例えば私も婦人少年局長にいたしまして、こういう人たちが満十五歳になりまして、そして正規な雇用労働その他ができませんようになりまうための技能教育とか、又学校におきましていろいろとその補導を與えるといふことのお手伝いをさせて頂かなければならぬ、そして又私もいたしましては又教育、宣伝、教育といふようなこともいたさなければならぬ、結局はやはり例えはさういふ人たちのお母さんが未亡人でありましたり、それから又お父さんが働けない人たちが多くございまして、只今山下先生もおつしやいました通りの事情でございまして、やはりこれは大きな観点からつと、社会保障制度、母性保護といふものを進めて行かなければならぬといふふうに存じております。

○山下義信君 これはさういふふうに社会保障制度の面を進めなければならぬといふことは同感です。今ない、今さういふ保障がない、とめたらとめつばなしなんです。現状は何にもない、現状でとめてしまつたきりでは私は禁止する代りに裏付けがなくなつちやいかんと思ふのでありますが、現状はなない、ない場合に、とめることがすぐに所期のごとく児童の福祉にそれが一〇〇%なれるかどうかといふことを杞憂するのであります。さういふこととでいろいろ、嫌がが減ることによつて一家がますます不幸に陥らんやうな裏

付けのものを持つて行かなければならぬ。今ないので。ないときでありまうから、よほど突撃の上に考慮しなくちやならぬ、趣旨はいいと思ひます。それで私は私について監督課長の堀君に伺いたいと思ひますのは、今の今日の年少労働者の保護状況について私は聞きたい。児童福祉法ではあなたのまねをしてやる、労働法のまねをするのであります、労働法と同じ性格のものであつてはいかぬといふので、今日熱心に我々はやつてゐるのであります、年少労働者保護状況について聞きたいのです。今労働法の対象になつております年少労働者は大体十八才以下の労働者が幾らいるか、その使用してゐる事業所の数はどれだけあるかといふことが第一、それから今一つは身近に東京都内でどれだけあるか、東京都内の事業所がどのくらいあるか。これは一部新聞にも指摘してゐたやうであります、それらの年少労働者の保護が果して完全にやられてゐるか、その監督ができてゐるかどうかといふこととあります。つまり監督官が幾らいて、これらの年少労働者の保護の履行がどれだけできてゐるかといふことを率直に御説明を願ひたい。

それから労働基準法のさういふ年少労働者の保護の履行によつて、それらの子供たちの職場がむしろ逆に繁がれてゐるといふ傾向があるかどうか、さういふ世評が高いが、それについては労働省はどう見てゐるか、さういふうな労働法の制約があるがために幾多の児童たちが職場が得られないで街に溢れ出てゐるといふやうな状況が、果して労働省の窓を通してそれをどう見るかといふ点を聞きたいのであります。

最後に児童福祉法の今回の改正点とあなたのほうの労働法との関係が何かあるかどうか、関連性があるかどうかといふ点についての労働省の労働法の立場からの所見が聞きたいのであります。

○説明員(堀秀夫君) 只今の御質問にお答えいたします。先ず第一点でございますが、労働基準法の適用を受けまう年少労働者の数についてであります、これは昭和二十六年末現在の我々のほうの統計によりますと、全国で満十五歳未満の年少労働者が九千四百七名、満十五歳以上十八歳未満の年少労働者の数は七十三万四千六百五十一名といふことになつております。これを東京によつて見ますと、満十五歳未満の許可を受けて労働してゐる年少労働者の数は四百九十八名、それから十五歳以上十八歳未満の年少労働者の数は八万一千七百十四名といふ数字になつております。そこでこれらの年少労働者に対しては労働基準法による保護の状況、それから監督の状況についてでございますが、これは基準法が実施されてから現在まで約五年になるのであります、やはり率直に申しまして、これらの年少労働者に関する違反の数はやはり今日依然としてとて絶たないものであります。ただ現在までの状況について見ますと、基準法の中で違反件数に對しまして女子年少者関係の違反件数、これについて見ますと昭和二十三年には比率が一〇・三%、それが二十四年には七・九%、二十五年も七・九%、二十六年は七・一%、こゝろいふ工合に推移してございまして、傾向といたしましては、やはり

労働基準法の女子年少者に対するところの規定の趣旨が労使双方に徹底し、逐次労働条件は向上の過程を辿つておる、こういうことが傾向としては申上げられるのであります。勿論我々はこれを以て監督が十分であるといふことを申上げておるのではありません。まだ、不満のところがあつて、更に辛抱強い監督の継続によりまして、年少労働者の労働条件の向上を図りたい、こういう工合に考えております。

それから最後に、労働基準法の年少労働者に対する現在の規定と、今回の児童福祉法の改正によりまして関係がどうなるか、これにつきまして、労働基準法は御承知のごとく基準法自体と、それから年少者の関係につきまして、労働省令である女子年少者労働基準規則、この二つによつて規制をいたしております。これによりまして、雇用関係にありまして年少労働者につきましては、第一に深夜業であります。満十五才以上満十八才未満の年少者については、午後十時から午前五時まで深夜業を禁止することになつております。なお満十五才未満の児童につきましては、これは働いておる場合には午後八時から午前五時までという工合に深夜業の時刻がやや擴大されております。

それから次にこの児童福祉法に関連があるような業務であります。雇用関係にある児童につきましては、十五才未満の児童が就業する場合には監督署の使用許可証明というものをもちつて働らなければなりません。これにつきましては、只今のうちに或いは遊興的

な接客業というふうなものに出入りするやうな職業に従事するという場合には許可は與えないということになつております。

それから十五才以上のものにつきましては、やはり女子年少者労働基準規則の中で、例えばカフェーとか、ダンスホール等で勤めるといふような業務は、危険業務、有害業務として禁止業務になつておるわけでありまして、ただここで問題になりますのは、現在もお話がありましたように、いわゆる花売娘とか、そういうふうな問題についてであります。これは実際雇用関係があるかどうかというところは実態判断によらざるを得ないのであります。雇用関係がありといふふうに断定することは現在においてはちよつとできないやうであります。むしろ家の手伝いとか、或いは自営業的にやつておるといふやうな形でありまして、従つて労働基準法を以てこれを禁止することにはなつておらないのであります。

今回の児童福祉法の改正によりまして、午後十時から午前三時までの業務が禁止され、それからあつていふキヤバレーとかダンスホール等に出入する業務が禁止されることになつたのであります。これが、これにつきまして、我々のほうの考え方としては、労働基準法でこのやうな禁止規定を設けましたのは、やはり雇用関係にあつて他人の労働者として働らく場合には、これは好ましいことではないので絶対に許さない、これは申すまでもないこととありますが、そうでないものについてどうするかというものであります。これは例えば基準法の中にこういうことを規定して、これらの児童が雇

用関係にあるものとみなすというやうなアメリカ式の考え方もあるが、これは好ましいと考へられるのであります。これはやはり基準法の性格から申しまして、それから監督官が監督するといふやうなことになる。これは、どうも非常に堅苦しいことになりまして、これは好ましくはないことではあります。基準法の中でこういうことを規定するのは、現状からいつて妥当でない、むしろ児童福祉法の中に入れて禁止すると同時に、又児童福祉法の施行に当られますか、監督官と違ひまして指導も大いに担当されておる、割合温か味のある指導をなされると思つておる。児童福祉法の中でこの程度のことを入れて、ただ単に禁止といふだけではない、これを元にして指導をされるというところであれば、この児童福祉法の改正は妥当なものではないか、こういう考えを持つておる次第であります。

○山下義信君 わかりました。ですから大体においては私は労働省の所見には同意であります。ただ伺つておきたと思つておるのは、福祉法では午前三時までは禁止されておるが、いわゆる労働基準法で規定してある午前五時との間に二時間の時差がある、この二時間の時差の場合においては、若し雇用関係があつたらばどうしようか。それで大体においてその時間も、これは運用においてすべて児童福祉法に任せますか、どうしますか。それからいま一つは、実体のあまいな雇用関係というやうなことが、大体はないと思つて、つまり紐付きもあるだらうし、実体のあまいなものもあるわけなんです。それを正常に雇用化するということはどう

考へるか、労働基準法の上から見てあなたのほうから見てそれが正常化されることを望ましいと考へるか、つまりどの程度まで児童福祉法関係との、あなたのほうとの調節をどうするかという点をもう一度聞いておきたいと思つておる。

○説明員(獨秀夫君) 雇用関係にありまして児童が基準法の禁止時刻である午前五時以前に労働するということにつきましては、やはり我々のほうの立場をいたしましては、雇用関係にある以上はその就業は認められない、こういう考へておる。これは国際的な角度におきまして、国際労働規約等におきまして、やはり午前五時までは各国の年少労働者の就業禁止時刻になつておる。雇用関係にありまして児童をそういうやうな時刻に働かせることは、国際的にチーフ・レーバーといふやうな日本に対する誤解を起させるゆゑにござります。又他人に使われておるといふ児童につきましては、やはり午前五時以前は働かせることは、これは我々の立場としては認められない、ただ家の手伝いをしてやる、或いは自営業としてやられる、例えば納豆売といふやうなものについて、そういうやうな形態がある場合、例えば、これは児童福祉法によつて規制されることになるのであらうと考へられます。それから第二番目に、今のやうな形態にありまして児童がだんだんと雇用関係のほうに入つて行くことが妥当かどうかといふことについてであります。我々のほうの考え方としては、方向をいたしましては、やはり雇用関係に入つてはつきりした形で就業をされることは合

理的なことであり、望ましいことであると思つておる。ただ現段階におきまして、それを急に促進することができなかつたといふことにつきましては、我々のほうとしてはまだちよつと一氣にそういうことを望むことはできませんので、今後又漸進的にその方向にだんだんと向けて行くやうに施策をやつて行きたいと思つておる。

○山下義信君 それでは労働省に對しまして私の質疑はこれで終えておきます。最後に文部省に來てもらつておりますから、文部省の初等教育課長に私は伺いたいと思つておるが、諸般の資料、統計を見ますと、街頭労働をやつておる年少児童の約五八％、その六〇％前後は不就業児童であると言はれておる。それで学校教育関係者は、学校に出で來ないで欠席しておる児童、いろいろ理由がある中に、それらの児童が街頭労働に従事しておるといふ実態について承知しておるかどうか。学校教育の立場でそういうことを、児童を調査したことがあるかどうか、それに対して学校教育関係者は何らかの注意を拂つておるかどうか。何らかの施策を考へたことがあるかどうか。かといふ点を聞きたいのです。若しも今までそういうことを注意したことがなければならぬともししい。調査したことがなければならぬともししい。そういうことを文部省で心配したことがあるかどうか。それから今回児童福祉法におきまして、その街頭労働しておる児童について、福祉の手を差延べようとする、それに対して文部省は何らか、普通学する児童でありますから、就業児童でありますから、十五歳といふやうなのは義務教育の児童で

ありますから、これに対して十分協力する用意があるかどうかということを開きたいのであります。

○説明員(大島文義君) 学校へ来ない子供を我々は三つに分けて考えておるのでございますが、それは一つは義務教育、就学の際に市町村にございますが、学齢簿にありながら学校に籍を置かない子供、これは不就学と我々言っております。それから学齢簿にも名前が載つていないというために学校に就学できない、さきようと思つてもできない子供がございまして、これは未就学と呼んでおります。それから学校に籍を置きながら学校へ出て来ない子供がございまして、これは欠席にも期間がいろいろございまして、私も一応三カ月以上くらく休んだ者を長期欠席と呼んでおります。その長期欠席と不就学と未就学の子供が只今の御質問の対象になると思つております。この学齢簿に載つておりません子供については、私も調べようがございませぬ、ちよつとつかみようがないので……。そこでどのくらいな程度おりました、何%学校に付かまえたという数字を申し上げることができないのでございます。それから学齢簿に載つておりながら学校に来ない、いわゆる不就学の児童につきましては、文部省と総理府の中央青少年問題協議会とが協力いたしまして、ここ数年毎年調査をいたしましたデータがございまして、今年の四月に調査をいたしました結果はこの八月頃に集計ができる見込みでございまして、参考までに昨年の二十六年度四月に調査いたしました結果を申し上げます、これがいわゆる義務教

育の就学率と言われているものでございまして、戦後や戦前に比べて就学率が下りまして、昭和二十四年度に一番低くなりまして、昭和二十五年、六年、七年とや就学率がよくなつて来たわけでございます。昭和二十七年の就学率が小学校におきましては九九・七二%でございます。これが小学校に通学すべき学齢の子供に対して、学校に籍を置いておる子供の比率になります。中学校におきましては、同じ比率が九九・四六%、小学校よりや数字が悪いわけでございます。それからこの内訳が身体的、精神的にまだ十分発達していないという子供に対して、就学猶予とか、就学免除のきまりがございまして、その就学猶予、就学免除のものが一つございまして、それから教護院とか、少年院におるために学校に通学できないものがございまして、そのほかには貧困によるため学校に通学できない子供というものがございまして、それから理由不明のものがおるのでございまして、その数字もわかっておりますが、例えば、小学校について申しますと、二十六年度四月三十日調査で、不就学の子供の総数が三万一千七百八十人、そのうち就学猶予になつておりますものが二万一千五百六十九人、就学免除のものが三千七百三十五人、教護院、少年院等におるものが四百九十五人、貧困によるものが千七百九十二人、居所不明のものが千二百九十一名でございまして、それからその他理由のわからないものが二千八百二十八名、こういう統計になつております。中学校のほうで申しますと、総数が二万六千八百二十五人、うち就学猶予のものが二千二百六十六人、就学免除のものが千八

百十九人、教護院、少年院等におるものが四百七十一人、貧困によるものが一万二千九百八十九人、居所不明のものが千五百二十五人、その他が七千七百五十五人、こういう数字になつております。これが学齢簿にありながら学校に籍を置いていないものであります。それから学校に籍を置きながら長期に欠席をしております者、これにつきましては、欠席の状況が、引續いて欠席する者と、ちよい／＼断続的に欠席するものとございまして、両方とも一年間について三カ月以上欠席する者を一応長期欠席者とみなして数を調べました。これは一年古いのでございまして、昭和二十五年四月一日現在でございまして、この総数が小学校におきまして、欠席者が三十九万七千三百八十九名、これを在籍者が小学校で約一千九百人でございまして、小学校の在籍者数との比をとりますと、四・一五%になつております。それから中学校の場合に長期欠席の総数が三十三万八千七百二十一名、これが在籍者に対して七・六八%になります。三十日以上と申しますと、三十日から六十日、六十一日から九十日、九十一日以上と三つの段階に分けて考えまして、勿論六十日以内のものが約半分以上占めておるわけでございます。それから長期欠席いたしまして理由別に考えますと、小学校の場合を考えまして、本人が病氣のため長期欠席をしておるといふのが約三七%、これは欠席者中の三七%、学校が嫌いだからといふのが五・五%、本人が学校に関心を持たないといふのが九・八%、友達にいじめられる、こういうのが〇・六%、これらが大体本人に關した理由でございまして、次に家

事、家業の手伝いをしなければならぬために長期欠席する、これが二五・二%、働いて家計を助ければならぬといふのが一・七%、教育費が出ないからといふのが四・三%、家庭が教育に無関心だからといふのが一・二%、災害に遭つたからといふのが〇・三%、これらが大体家庭の事情によつて欠席する者でございまして、その他が四・〇%、これが小学校の場合でございまして、中学校の場合にはちよつとその理由による数の分布が變つて参りまして……。

○山下義信君 答弁中ですけれども、この今当面の街頭労働の児童等に直接關係のない点は、これは資料として今おつしやつたものは改めて提出して頂きたいと思ひます。

○説明員(大島文義君) この長期欠席を理由別に考えまして、本人の身体的な理由といふものを除きますと、あとは家庭の事情、つまり家事の手伝いをしなければならぬとか、或いは家庭の助けをしなければならぬという理由があるわけでございます。それは只今の表から勘案いたしますと、小学校の場合には大体三七%が家が困るからという理由で欠席をしております。これが中学校の場合になりますと、それが六〇%以上が家の手伝いその他のために長期欠席しているという結果が出ておるのであります。そういう点がこの調査からまあ一応出て参りましたわけでございます。それで次の御質問の、これに対して文部省がどういふ注意を拂つておるかという御質問に對しまして、只今のようないふ理由、それから長期欠席の理由がそれ／＼いろいろございまして、その理由により

まして、それ／＼注意を拂わなければならぬわけでございます。本人に關する例えは身体的理由に關しましては、これは保健の立場から考慮する。それから子供が学校が嫌いだであるとか、友達にいじめられるとか、こういうような点に關しましては、学校の指導をなす一層十分にするという見地に立つておるわけでございます。それから家庭が貧困であるとか、或いは家事の手伝いをするとか、或いはこういう理由に對しましては、いろいろな社会福祉的の方面から考えて行かなければならない問題が多いと思ひますので、厚生省のおやりになつております生活保護法の中の教育扶助が一つのこの支えになつております。それから文部省といひましては、それ以外に就学奨励費といふものを考へておりました、今日では普通の小中学校には出しておりませんが、盲学校、聾学校の方面に生活保護法を適用して、更にその上に就学奨励費という通学費その他を多少予算で計上しておるわけがあります。それからさういふ点から就学奨励をするために社会保障制度といふものを一層強化して頂きたいというのを私も念願しておるわけでございます。それから各教育委員会が直接学校の監督をやつておるわけでございますが、さういふ点に指導の面におきましては、或いは訪問教師の制度、カウンセラーの制度とか、或いは特に子供の生活指導、職業指導に専念するような職員を今日置いております教育委員会が数員ございまして、さういふことには必ずしも懸念して行きたいと思つておる次第でございまして、さういふ状態でありま

まして、それ／＼注意を拂わなければならぬわけでございます。本人に關する例えは身体的理由に關しましては、これは保健の立場から考慮する。それから子供が学校が嫌いだであるとか、友達にいじめられるとか、こういうような点に關しましては、学校の指導をなす一層十分にするという見地に立つておるわけでございます。それから家庭が貧困であるとか、或いは家事の手伝いをするとか、或いはこういう理由に對しましては、いろいろな社会福祉的の方面から考えて行かなければならない問題が多いと思ひますので、厚生省のおやりになつております生活保護法の中の教育扶助が一つのこの支えになつております。それから文部省といひましては、それ以外に就学奨励費といふものを考へておりました、今日では普通の小中学校には出しておりませんが、盲学校、聾学校の方面に生活保護法を適用して、更にその上に就学奨励費という通学費その他を多少予算で計上しておるわけがあります。それからさういふ点から就学奨励をするために社会保障制度といふものを一層強化して頂きたいというのを私も念願しておるわけでございます。それから各教育委員会が直接学校の監督をやつておるわけでございますが、さういふ点に指導の面におきましては、或いは訪問教師の制度、カウンセラーの制度とか、或いは特に子供の生活指導、職業指導に専念するような職員を今日置いております教育委員会が数員ございまして、さういふことには必ずしも懸念して行きたいと思つておる次第でございまして、さういふ状態でありま

たしとしても、施行いたします際には児童局と十分連絡をいたしまして遺漏なきを期したい存じます。

○山下義信君 他に御質疑が今日の場合ないといはしますならば、一応我々の審議を引揚問題並びに遺家族保護の小委員会に御付託相成らんことの動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 山下さんの動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) さよう決定いたします。

○委員長(梅津錦一君) 次に医療制度に関する小委員の補充を指名いたします。堂森芳夫君の補欠として山下義信君を、草葉隆圓君の補欠として長島銀藏君を、松原一彦君の補欠として深川タマエ君をそれぞれ御指名申し上げます。

午後一時半から打合会を開きたいと思ひます。本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後零時二十八分散会

六月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、母子福祉法制定に関する諸願

(第二三三八号)(第二四九六号)

(第二四九七号)(第二五四六号)

(第二五四七号)(第二五四八号)

(第二五四九号)(第二五五〇号)

(第二五六一号)(第二五七九号)

(第二五八〇号)(第二五八一号)

(第二五八二号)

一、国民栄養改善法制定に関する諸願

(第二三三四五号)(第二三三四七号)

(第二三三八号)(第二三三九号)

(第二三五〇号)(第二三五一号)

(第二三八七号)(第二三八八号)

(第二三八九号)(第二三九〇号)

(第二三九一号)(第二三九二号)

(第二三九三三三)(第二三九四四)

(第二四七三三三)(第二四九五五)

(第二五一一号)(第二五四五五)

(第二五九三三三)

一、元華北交通株式会社戦没社員遺家族等の援護に関する諸願(第二三七七号)

一、大分県南山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する諸願(第二四〇四号)

一、大分県北山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する諸願(第二四〇五号)

一、国立松江病院整備増充に関する諸願(第二四三三三三)

一、あん摩はりきり試験制度廃止反対等に関する諸願(第二四七四号)

一、松本、長野両国立病院存置に関する諸願(第二五六一号)

一、児童福祉法による措置費国庫補助復元の陳情(第一一〇三三三)(第一一二三三三)

一、母子福祉法制定に関する陳情(第二一二二二二)(第二一四八八)

第二三三八号 昭和二十七年五月十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 富山県氷見郡磐村 池

潤正外千二百二十六名

紹介議員 館 哲二君

戦争犠牲者に対する国家補償が実現されようとしていることは喜びとするところであるが、一方育成途上の女子を抱え、経済的に乏しく、困苦の生活と

戦う母子世帯が多数あるから、これら母子家庭にもすみやかに母子福祉法が制定されるよう特別の措置を講ぜられたいとの諸願。

第二四九六号 昭和二十七年五月二十六日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 千葉県館山市長須賀三

三七 小原慈吉外一万

七千八百四十一名

紹介議員 加納 金助君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二四九七号 昭和二十七年五月二十六日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 広島県安芸郡矢野町

野島美佐子外二千九百九

名

紹介議員 山下 義信君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五四六号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 茨城県北相馬郡相馬町

池本正子外一万二千

五百九十四名

紹介議員 郡 祐一君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五四七号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 兵庫県加古川市加古川

町篠原六〇 岩崎新外

六千名

紹介議員 井上なつる君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五四八号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 滋賀県坂田郡東黒田村

字長岡 田中秀子外三千四百五十七名

紹介議員 西川甚五郎君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五四九号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願(四通)

請願者 千葉県山武郡豊海町真

亀四、六五五 泉トシ

外六万八千五百六十六名

紹介議員 加納 金助君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五五〇号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願(八通)

請願者 山口県美祿郡共和村白

菊会内 上利みさを外

二万七千三百四十九名

紹介議員 宮城タマヨ君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五六一号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 新潟県中魚沼郡仙田村

高野真利外四千二百

六十五名

紹介議員 北村 一男君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五八二号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 名古屋市中千種区吹上本

町三ノ三三 田村愛子

外四千九百九十五名

紹介議員 草葉 隆圓君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五八〇号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 高知市杉馬場一三 松

山秀美外二万八千七百

六十七名

紹介議員 西山 龜七君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五八一号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 新潟県中魚沼郡仙田村

高野真利外四千二百

六十五名

紹介議員 北村 一男君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五八二号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 名古屋市中千種区吹上本

町三ノ三三 田村愛子

外四千九百九十五名

紹介議員 草葉 隆圓君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五八〇号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 高知市杉馬場一三 松

山秀美外二万八千七百

六十七名

紹介議員 西山 龜七君

この諸願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二五八一号 昭和二十七年五月二十七日受理

母子福祉法制定に関する諸願

請願者 新潟県中魚沼郡仙田村

高野真利外四千二百

六十五名

母子福祉法制定に関する請願

請願者 秋田市土崎港老藤町八
九三浦テツ外三千百
七十三名

紹介議員 長谷山行毅君

この請願の趣旨は、第二三三八号と同じである。

第二三四五号 昭和二十七年五月十七日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 千葉市弁天町九八千葉
県婦人会 沼田たみ

紹介議員 常岡 一郎君

国民生活安定の基礎は、食生活の合理化にあるから、国民の食生活を榮養上から健康的、経済的に改善するに重要な、国民栄養改善法の制定を図られたいとの請願。

第二三四七号 昭和二十七年五月十九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大沢川原
小路四八日本榮養士会
岩手県支部内 神戸国
治

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三四八号 昭和二十七年五月十九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 札幌市北五條西一四ノ
一日本榮養士会北海道支
部内 河原善吉

紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三四九号 昭和二十七年五月十九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 奈良県山辺郡丹波市町
守目堂三三二天理短期
大学内 奥村秀夫

紹介議員 堀越 儀郎君

この請願の趣旨は、第二三四九号と同じである。

第二三五〇号 昭和二十七年五月十九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町
五、二九〇日本榮養士
会新潟県支部内 井坂
富美

紹介議員 北村 一男君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三五一号 昭和二十七年五月十九日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 千葉市新田町一四八日
本榮養士会千葉県支部
内 滝波順三

紹介議員 山崎 恒君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三八七号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 静岡市大岩宮下町四六
日本榮養士会静岡県支
部内 浜喜代治

紹介議員 長島 銀藏君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三八八号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 松江市米子町一三日本
榮養士会島根県支部内
谷口須美代

紹介議員 小龍 彬君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三八九号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 滋賀県野洲郡守山町日
本榮養士会滋賀県支部
内 小池初太郎

紹介議員 西川 基五郎君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三九〇号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 山梨県東八代郡一宮村
国分六八〇日本榮養士
会山梨県支部内 深山
武

紹介議員 平林 太一君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三九一号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町二
ノ三、四三四日本榮養
士会栃木県支部内 高
久全輔

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三九二号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 仙合市堤通四五ノ一〇
日本榮養士会宮城県支
部内 野口丑松

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三九三号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 和歌山市真砂町二日本
榮養士会和歌山県支部
内 坂本一男

紹介議員 永井純一郎君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二三九四号 昭和二十七年五月二十日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込三ノ
四二二女子榮養短期大
学内 香川綾

紹介議員 岩澤 忠恭君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二四七三号 昭和二十七年五月二十六日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 千葉市本千葉町五九千
葉県指導農業協同組合

紹介議員 西山 亀七君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

連合会長理事 日暮興
一外一名

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二四九五号 昭和二十七年五月二十六日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 三重県津市新中町九二
六日本榮養士会三重県
支部内 野村正男

紹介議員 前田 穰君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二五一一号 昭和二十七年五月二十七日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 東京都荒川区尾久町一
〇の一、六六五 宮本
せん

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二五四五号 昭和二十七年五月二十七日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

請願者 高知市宇津野日本榮養
士会高知県支部内 滿
藤恒夫

紹介議員 西山 亀七君

この請願の趣旨は、第二三四五号と同じである。

第二五九三号 昭和二十七年五月二十七日受理

国民栄養改善法制定に関する請願

昭和二十七年六月十八日印刷

昭和二十七年六月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 片